JEITA だより

Vol.13
Spring 2015
春

Topics

サイバーフィジカルシステム（CPS）社会実装に向けた取組みについて

Market 市場動向

02 「2024年までの電子部品技術ロードマップ」を発刊、報告会の開催／電子部品部

06 「AV&IT機器世界需要動向 ～2019年までの展望～」を発行／コンシューマ・プロダクツ部

09 国内企業における「攻めのIT投資」実態調査結果について／インダストリ・システム部

Activity 活動報告

13 生産性向上設備投資減税の証明書発行状況【制度開始から6,000件以上を発行】／総合企画部

14 法務・知的財産権委員会及び傘下専門委員会・TFの取り組み 平成27年度 通常国会における改正法案への対応／知的基盤部

21 2014年度半導体技術ロードマップ専門委員会の活動状況とワークショップの開催報告／電子デバイス部

22 ECセンターの活動状況について／ECセンター

24 支部活動トピックス（1～3月）平成27年関西電子業界新年賀詞交歓会／関西支部

サイバーフィジカルシステム（CPS）社会実装に向けた取組みについて

JEITA は CPS 社会を実現する担い手として CPS 社会実装検討 TF を設置して積極的な活動へ

「モノのインターネット：“IoT”」は以前からある概念ですが、テクノロジーや利用環境が急激に変化する中、M2M を発展拡張する考え方として、改めて世界中で今後のトレンドとして注目されており、米ではインダストリアル・インターネット（IIC）、IoT ワールドフォーラム、独ではインダストリー 4.0 などが提唱されるなど、各々関連するプロジェクトが始動しています。

IoT の技術革新により、実世界（フィジカル空間）にある多様なデータをセンサネットワーク等で収集し、サイバー空間で大規模データ処理等を駆使して分析／知識化を行い、そこで創出した情報や価値によって、産業活性化や社会問題を図っていくという CPS（サイバーフィジカルシステム）が現実のものとなり、経済産業省産業構造審議会商務流通分科会情報経済小委員会（第 4 回会合:4/15）では、来るべき CPS による社会の大変革への対応として、「CPS によるデータ駆動型社会の到来を見据えた変革」を副題とする中間とりまとめ（案）が公表されたところです。

この中で、CPS に関する取組みは欧米各国でもまだスタートしたばかりで、日本も、今まさに国際競争力の獲得に、高度な技術力、良好なネットワーク環境等、日本の強みをベースにデータを核とした新たなビジネスモデルへの転換を図ることが重要で、日本を企業間・産業間連携により、スピード感を持って試行錯誤の取組みができる「テストベッド」にするべく、制度面の整備、企業間の取組みの中核拠点となる CPS 推進協議会（仮称）の創設（年内予定）、産学官連携による基盤整備：セキュリティ、技術、人材等課題への取組みが示されました。

我々 IT・エレクトロニクス業界は、まさに、この CPS 社会を実現する担い手としてこれらの必要性に応えつつ、政府や大学、関係機関・団体と連携しながら、JEITA 全体で課題対応、提言等を行うことを目的とし、横断的な対応の場として、CPS 社会実装検討 TF を設置して活動して参ります。当面の活動（案）としては、CPS の内外動向の把握として情報収集・共有からスタートし、共通課題への対応として、国際協調、規制･制度面の調和（プライバシー･セキュリティ等含）、普及・啓発／2020 年時点での社会実装に向けた取組み、標準化等の検討を予定しております。

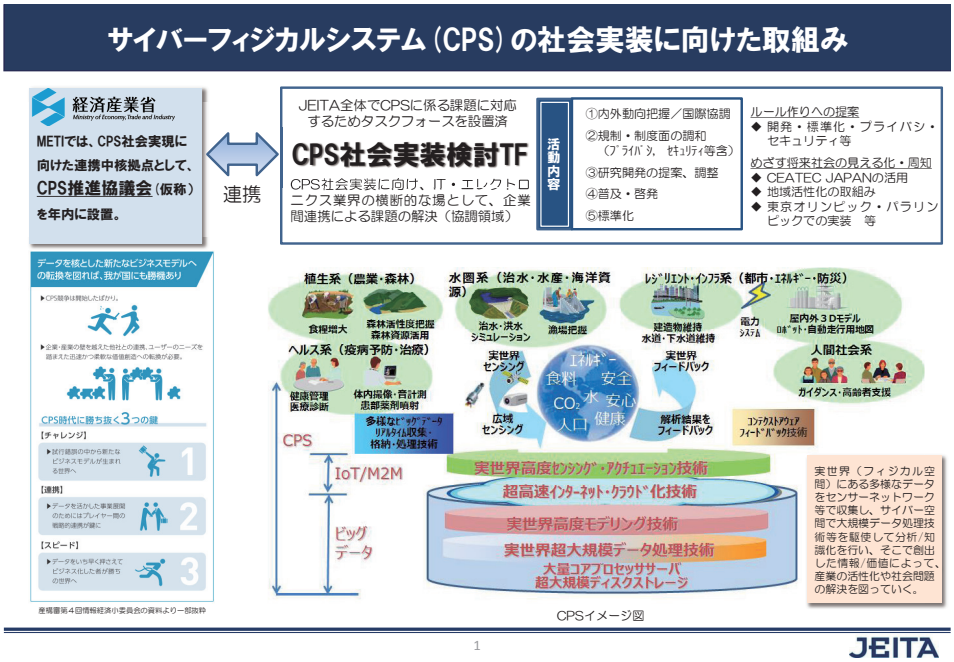

「2024 年までの電子部品技術ロードマップ」を発刊、報告会の開催

2020 東京オリンピックをステップにした IT 技術の発展と未来像を描く

電子部品部会／技術・標準戦略委員会／部品技術ロードマップ専門委員会では、2013 年に発行した「2022 年までの電子部品技術ロードマップ」を全面改訂し、「2024 年までの電子部品技術ロードマップ」として取りまとめました。

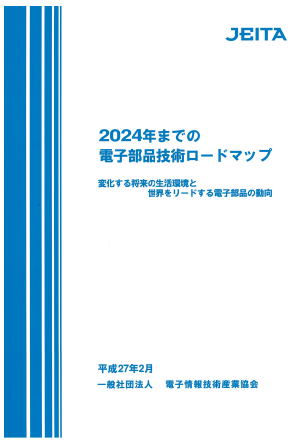

本ロードマップでは、電子部品を扱う技術者あるいは関係者を対象に、2020 年に開催される東京オリンピックをステップに IT 技術を実現する電子部品を取り巻く環境や未来について、今後 10 年間でどのように発展していくか、将来像をイメージできるように関連業界の夢を交えて描いています。

【注目するフィールド（第 2 章）】

最初に注目するフィールドとしては、生活に密接にかかわる分野として、家庭の豊かさ、安全、安心を得るための「ヒューマンライフ」、生活の基本となる社会基盤の「モビリティ」、「エネルギー」、昨今の食の安全を脅かす様々な事件の発生を踏まえ、食の安全を含めた「スマートアグリ」を取り上げました。

①「ヒューマンライフ」（コミュニケーション、住宅設備機器、放送サービスの高度化、エンターテインメント）
②「モビリティ」（環境対応車、コネクティッドビークル、ITS、自動運転、リニアモーターカー、国産ジェット機）
③「エネルギー」（創エネルギー、蓄エネルギー、省エネルギー、最近のエネルギーに関する社会動向）
④「スマートアグリ」（食の安全と安心、食の安定供給、食の 6 次産業）

【電子部品の技術動向（第 3 章）】

続いて電子部品については、「インダクタ」、「コンデンサ」、「抵抗器」、「LCR 部品共通項目」、「EMC 部品 (含む ESD 部品)」、「無線モジュール」、「コネクタ」、「入出力デバイス」、「センサ・アクチュエータ」、「電源」、「電子部品材料」における最新動向を取りまとめました。

①「インダクタ」（電源用インダクタ、信号用インダクタ）
信号系インダクタは一般にコンデンサと組み合わせ LC フィルタとして使用されます。LC フィルタは小型化、高い Q 値、高いインダクタンス精度、高い自己共振周波数、高許容電流が求められます。フィルタ用インダクタの L 値範囲の見通しを下図に示します。

フィルタ用インダクタの L 値範囲の見通し

	2014 年 (μH)	2018 年 (μH)	2024 年 (μH)
2012 サイズ	0.047 ～ 100	0.047 ～ 100	0.047 ～ 100
1608 サイズ	0.047 ～ 33	0.047 ～ 33	0.047 ～ 68
1005 サイズ	0.01 ～ 10	0.01 ～ 33	0.01 ～ 47
0603 サイズ	0.01 ～ 2.2	0.01 ～ 10	0.01 ～ 22
0402 サイズ	0.01 ～ 2.2	0.01 ～ 3.3	0.01 ～ 4.7
0201 サイズ		0.01 ～ 2.2	0.01 ～ 3.3
01005 サイズ			0.01 ～ 2.2

②「コンデンサ」（セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、アルミ電解コンデンサ、タンタル電解コンデンサ、電気二重層キャパシタ）

電子機器の小型化と高機能化にともなう電子部品の小型化要求と員数の増大、とりわけ携帯通信機器の市場拡大が大きな牽引力となって、積層セラミックコンデンサは 2012 サイズから 1608 サイズ、そして 1005 サイズへと小型化が急速に進展してきました。現在では携帯電話やデジタルオーディオ端末における 0603 サイズの積層セラミックコンデンサの採用が急速に進み、さらに超小型 0402 サイズの採用も拡大しつつあります。セラミックコンデンサのサイズ別トレンドを下図に示します。

セラミックコンデンサのサイズトレンド

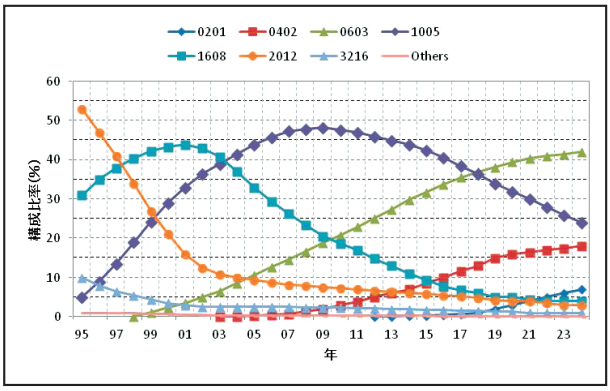

③「抵抗器」（抵抗器のトレンド、端子部温度の負荷軽減曲線、PTC サーミスタ）

2013 年に携帯電話の世界販売台数は 18 億台となり、なかでもスマートフォンが 10 億台を突破し今後も増加傾向にあることから、部品の小形化のトレンドは今後も続いていくと思われます。0201 サイズチップ抵抗器の例を右上図に示します。

④「LCR 部品共通項目」（部品内蔵技術動向、0201 サイズ面実装部品の実装課題）

表面実装技術に代わる次世代実装技術としてプリント配

0201 サイズチップ抵抗器

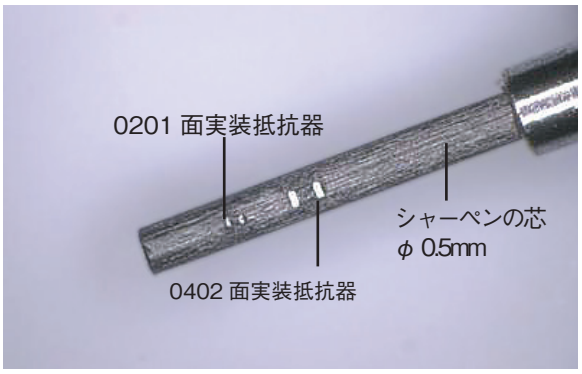

線基板内に部品を埋め込み、三次元実装を実現する技術が注目を集めています。電子部品を基板に内蔵することにより基板を含めた PKG の小型化が可能で、部品間の配線長が短くなることから電気的な特性の向上も期待されます。下図に基板内蔵用チップコンデンサの例を示します。

基板内蔵用チップコンデンサ

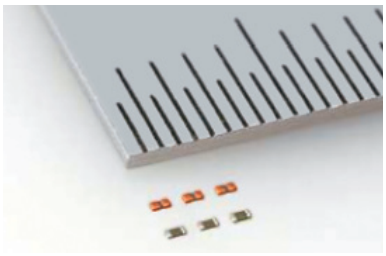

⑤「EMC 部品 (含む ESD 部品)」（チップビーズ、コモンモードフィルタ（CMF）、3 端子 EMI フィルタ、ノイズ抑制シート）

機器内部の各種 IC から発せられるデジタル信号の高調波による放射ノイズや近接したラインへの結合を抑え、不要なノイズの流出や流入を遮断することが求められており、高インピーダンスを維持しながら GHz 帯域まで周波数特性を改善したチップビーズが登場しています。次項上図に高周波特性を改善したチップビーズの構造と特性を示します。

高周波特性を改善したチップビーズの構造と特性

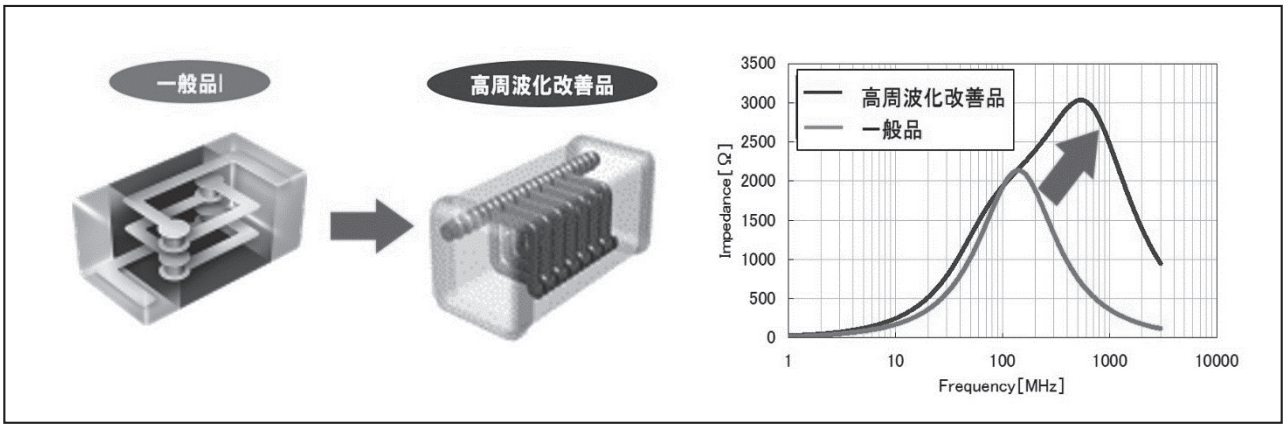

⑥「無線モジュール」(無線通信技術の変遷、無線モジュール例、今後期待される無線モジュール)

近距離無線規格の一つに Bluetooth があります。携帯電話と周辺機器の接続用に利用されていましたが、低消費電力の規格 ver.4.0（Bluetooth Low Energy：BLE）が発表されてからはウェアラブル機器や小型機器用などに普及し始めています。 Bluetooth 4.0 モジュールの例を左下に示します。

Bluetooth 4.0 モジュール

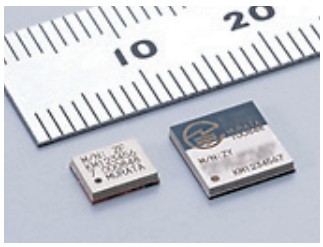

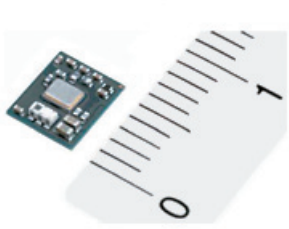

⑦「コネクタ」(注目するコネクタ、コネクタの動向と予測)

コンシューマ機器用のインタフェースコネクタでは、電子機器の高速伝送化に伴い、より高い高速伝送性能の確保が求められています。また、電子機器は高機能化によりデータ量は増加しますが、小型化の要求から信号伝送はパラレルからシリアル伝送へ、アナログからデジタル信号へと進んでいます。インタフェースコネクタの規格の小型化推移を下図に示します。

規格の小型化推移

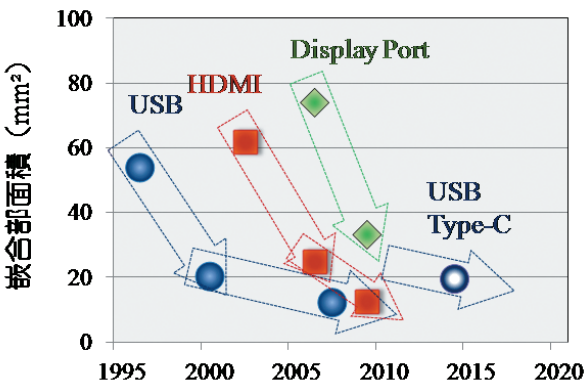

⑧「入出力デバイス」（インタフェースの体系と動向、注目する入出力インタフェースの動向、入出力デバイス）

人と機器をつなぐヒューマンインタフェースは、人の命に関わる航空機や自動車、そして、コンピュータの発達に伴い安全性や効率的な運用を図るために必要となっています。仕事や生活などあらゆる部分で人と機器との関わりが強くなり、複雑化、多様化する機器を少しでも扱い易く・わかり易くするためにヒューマンインタフェースは重要な役割を担ってきています。ヒューマンインタフェースの動向を下図にまとめました。

⑨「センサ・アクチュエータ」（センサ、アクチュエータ）

センサネットワークはかねてより人を取り巻く環境そのものが拡散したセンサからの情報を得ることで知能化し、人の活動を支援するものとして期待されていましたが、2000 年代はコスト等の問題から普及速度は速くはありませんでした。2010 年代に入り社会構造の変化に伴い実需要が立ち上がりつつあることと技術面での熟成により、ようやく実運用での知見が集積される状態になってきました。社会変化とセンサネットワークの関係について右図にまとめました。

⑩「電源」（直流安定化電源の使われ方、制御方法、回路例、動向）

電子機器に使用される直流安定化電源を制御方法から大別すると次項上図のようになります。スイッチング方式は小型・軽量のメリットにより全体市場の 90%以上を占め、当初のハードスイッチングだけでなくソフトスイッチング方式も開発されており、同期整流方式を加えより低ノイズ、高効率な電源へと進化しています。近年ではデジタル制御やヒステリシス制御方式の電源も開発され、より高度な制御、通信による外部制御、動作状況の確認等一層の進化を遂げようとしています。

センサネットワークと社会変化

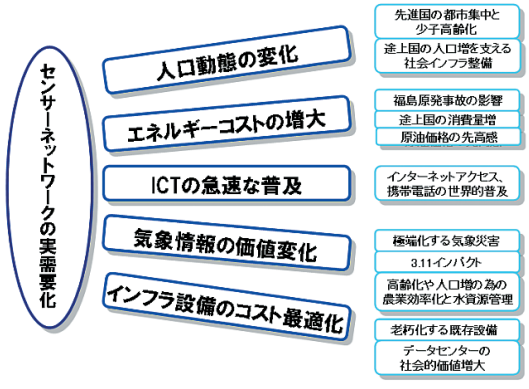

ヒューマンインタフェースの動向

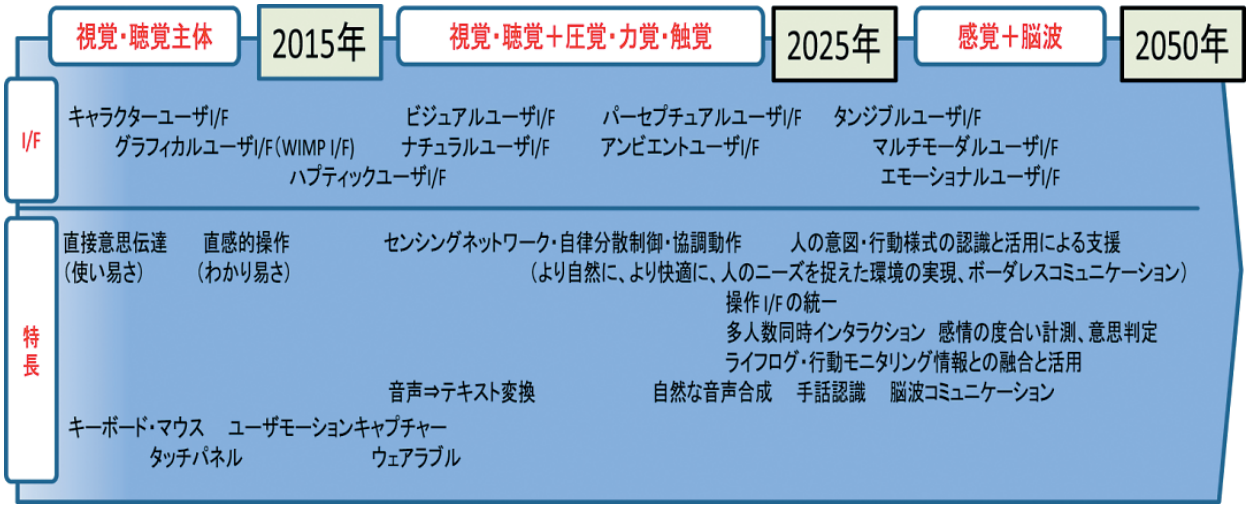

安定化電源の制御方式

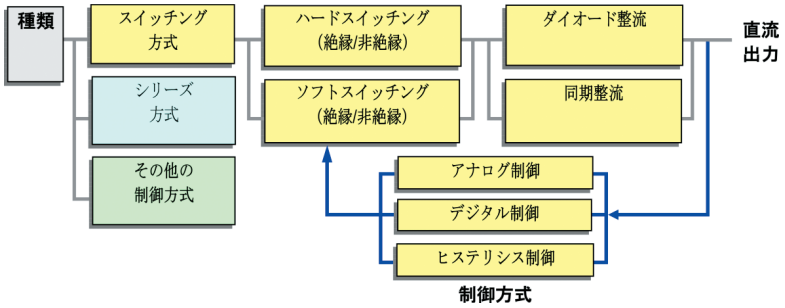

⑪「電子部品材料」（リチウムイオン電池材料、圧電材料）圧電材料はその機械ー電気変換特性を活かしてセンサおよびアクチュエータ用途で広く用いられていますが、電子機器の小型化や高精度化の要請を受け、かかる電子部品の小型化、ひいては微細形状でも特性を発現できる圧電材料が求められています。特にMEMS デバイスへの適用を図る上では、圧電材料の薄膜化が不可欠となっています。右図に圧電薄膜を利用したMEMS デバイスの例を示します。

圧電薄膜を利用したMEMS デバイス

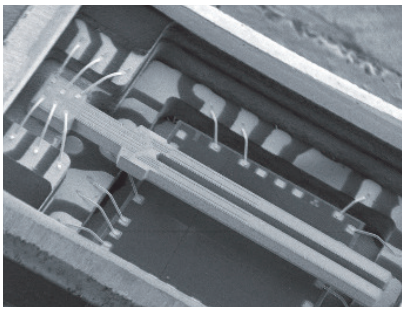

トピックス（第４章）

トピックスでは、健康で長生きできる社会を実現し、QOL の向上を目指す「医療・介護・ヘルスケア」と、今後労働支援型や介護等の有望な市場が見込まれる「ロボティクス」を取り上げて掲載しております。

①「医療・介護・ヘルスケア」（医療機器の技術動向、超高齢社会 日本、介護ロボット、予防・健康管理、ヘルスケア用途で今後期待される項目、ヘルスケアの今後の課題）

②「ロボティクス」（ロボットの歴史、ロボットの将来性、活用例）

余白には「コーヒーブレーク」として、ノーベル賞で話題となりました“LED のフィールドへの応用”、“生物に学ぶ”の２つをテーマに興味深い事柄を記載いたしました。

■編集・発行　：JEITA 部品技術ロードマップ専門委員会
■体裁　　：A4 判　354 頁
■頒布価格　　：JEITA 会員　8,640 円
　　一般（非会員）12,960 円　送料別、消費税含む

また、ロードマップ発刊に合わせて、東京と大阪で報告会を開催いたしました。両会場ともに満席で、電子部品のロードマップへの高い関心がうかがえました。

①東京報告会
日時：2015 年 2 月 27 日（金）　10:00 ～ 16:30
場所：中央大学駿河台記念館
参加人数：287 名（会員：163 名、一般：53 名、プレス：10 名、他：61 名）

②大阪報告会
日時：2015 年 3 月 6 日（金）　10:00 ～ 16:30
場所：國民会館　武藤記念ホール
参加人数：139 名（会員：77 名、一般：17 名、他 45 名）

「AV&IT 機器世界需要動向 ～2019 年までの展望～」を発行

フラットパネルテレビ、パーソナルコンピュータ、タブレット端末の国内需要　タブレット端末は 1000 万台突破の見込み

一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）ＣＥ部会では、平成 26 年度事業として AV 及び IT 機器の需要動向に関する調査を実施し、その調査結果を報告書に取りまとめ、「AV&IT 機器世界需要動向 ～ 2019 年までの展望～」を発行致しました。報告書の中から、フラットパネルテレビ、パーソナルコンピュータ、タブレット端末の国内需要についてご紹介致します。

【フラットパネルテレビ】

フラットパネルテレビの世界需要は 2014 年に 2 億 2,346 万台となりました。2019 年には 2 億 7,532 万台になると見込んでいます。日本では、2011 年までの家電エコポイント制度による購入支援や地上デジタルテレビ放送完全移行に伴うテレビの買い替え･買い増し特需があり、その反動から 2013 年に続き、2014 年も 549 万台と低い水準となりました。

今後は、デジタルテレビをいち早く購入したユーザの買い替え時期が近づいていることやケーブルテレビ事業者によるデジアナ変換サービス終了（2015 年 3 月）に伴う買い替え需要、並びに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けての需要増が期待されることから、2019 年には 735 万台と地デジ化特需前の水準に近づくと見込んでいます。

また、2014 年 6 月に 124/128 度 CS デジタル放送における 4K 試験放送が開始され、2015 年 3 月には 4K 商用放送サービスの開始が予定されており、大型モデルを中心に 4K テレビへの移行が期待され、2019 年には 4K（対応）テレビの国内需要は 575 万台に達すると見込みました（2014 年は 26 万台）

【パーソナルコンピュータ】

2014 年の日本のパーソナルコンピュータの需要は、1,537 万台となりました。

2014 年前半には、旧 OS のサポート終了に伴う個人や企業のリプレース需要に加えて、消費税増税の駆込み需要があり、PC の需要を拡大させ、2014 年後半はその反動の影響もあり、通年でみると 2013 年と同等の需要となりました。2015 年～ 2016 年までは、リプレース

日本のフラットパネルテレビ需要台数（万台）

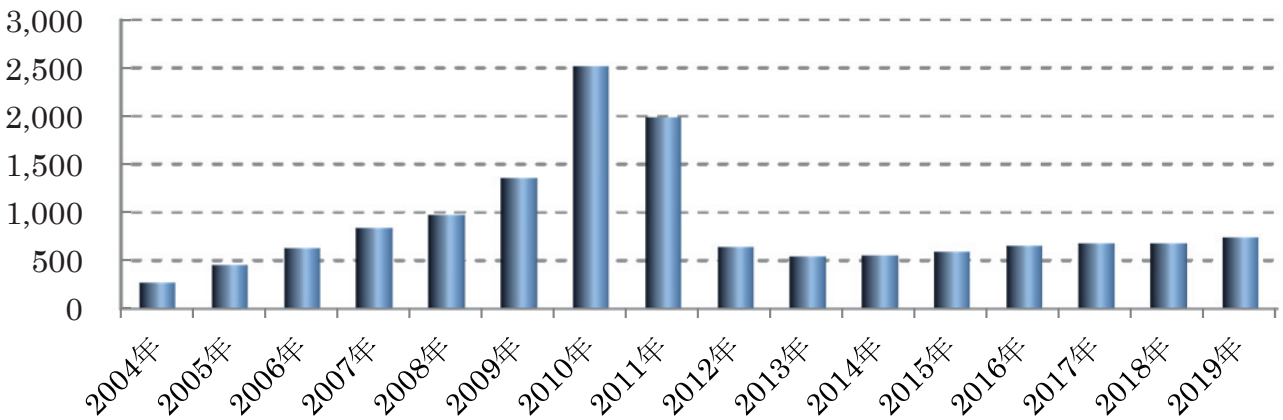

需要の反動減が見込まれますが、2017 年以降は、特に 2012 年から 2013 年に堅調であった企業系のリプレース分の増加が期待でき、2019 年の需要は 1,528 万台と見込んでいます。

日本のパーソナルコンピュータ需要台数（万台）

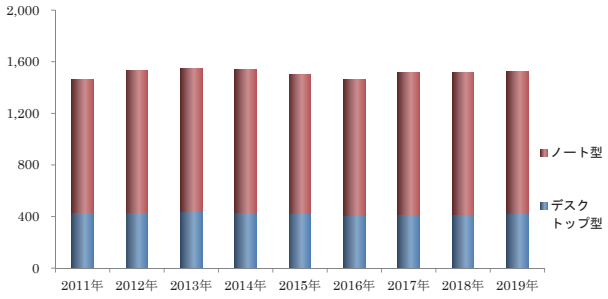

【タブレット端末】

日本では、製品ラインアップが拡充されたことで、一般ユーザへの普及や企業における導入が進んできており、2014 年の需要は 836 万台となりました。
今後は、セキュリティの向上や利用シーンの増加により企業における導入が増加するとみられ、更に、政府による高度情報通信ネットワーク推進策の一環として、教育現場への導入支援が進む見込みであり、今後も市場は堅調に推移し、2019 年には、1,054 万台に達すると見込んでいます。

日本のタブレット端末需要台数（万台）

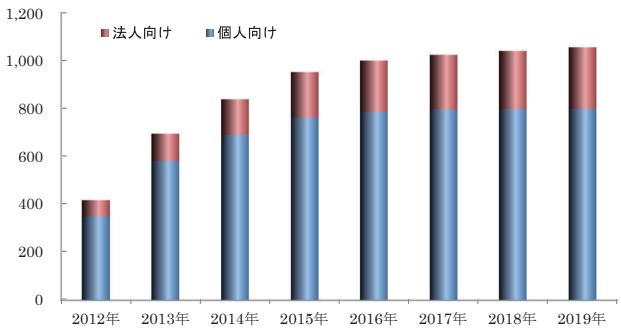

■ AV&IT 機器世界需要動向 ～2019 年までの展望～

A4 判 33 頁　※「カー AVC 機器世界需要動向 ～ 2019 年までの展望～」（A4 判 9 頁）付

http://www.jeita.or.jp/cgi-bin/public/detail.cgi?id=571&cateid=2

会員 10,800 円　会員外 21,600 円

【調査対象国・地域】

世界、日本、中国、米国、西欧、その他国・地域

【調査対象品目】

フラットパネルテレビ、4K（対応）テレビ、放送と通信連携対応テレビ、ケーブルテレビ用 STB、録画再生機器（DVD、BD）、デジタルビデオカメラ、ステレオセット、ホームシアター音響システム、デジタルオーディオプレーヤ、パーソナルコンピュータ（デスクトップ型、ノート型）、タブレット端末（個人向け、法人向け）

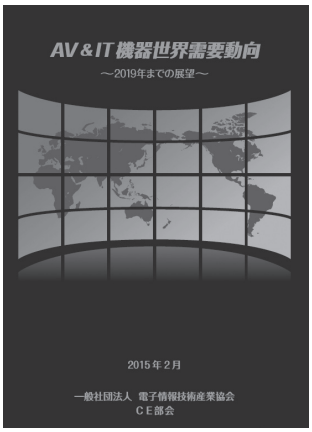

国内企業における「攻めの IT 投資」実態調査結果について

約 42% の企業が「攻めの IT 投資」を実践
成功の要因は、トップのリーダーシップ、IT 投資の見える化など

ソリューションサービス事業委員会では、「国内企業における『攻めの IT 投資』実態調査結果」を公表いたしましたので、その概要についてご紹介いたします。

今回の調査は、IDC ジャパン株式会社の協力により、連結従業員数 500 人以上の国内企業における経営者や事業部門等、IT 部門以外の責任者を対象に Web アンケートを行い、331 社から回答をいただきました。

2013 年に実施した「日米 IT 投資比較調査」では、IT / 情報システム投資の重要性について、米国企業の約 75% が「きわめて重要」と回答したのに対し、日本企業では約 16% に留まり、IT / 情報システム投資に対する姿勢に顕著な違いがありましたが、日本企業においても今後の攻めの IT に対する期待感は大きいものがありました。

この前回調査を踏まえ今回の調査では、日本企業における攻めの IT 投資の促進に向け、IT を競争優位獲得のため積極的に活用している企業の割合や、IT 投資と業績との関連性、攻めの IT 経営企業と守りの IT 経営企業との違い、更には攻めの IT 投資を積極的に進めるための課題等、実態を明らかにすることを目的に実施しました。

今回の調査では、戦略や計画の遂行、競争優位の獲得において IT が積極的に活用されているかの問いに対し、「攻めの IT 投資に極めて積極的」(IT 重要度①) と回答した企業は約 14%、「攻めの IT 投資に積極的」(IT 重要

【図 1】IT 活用姿勢

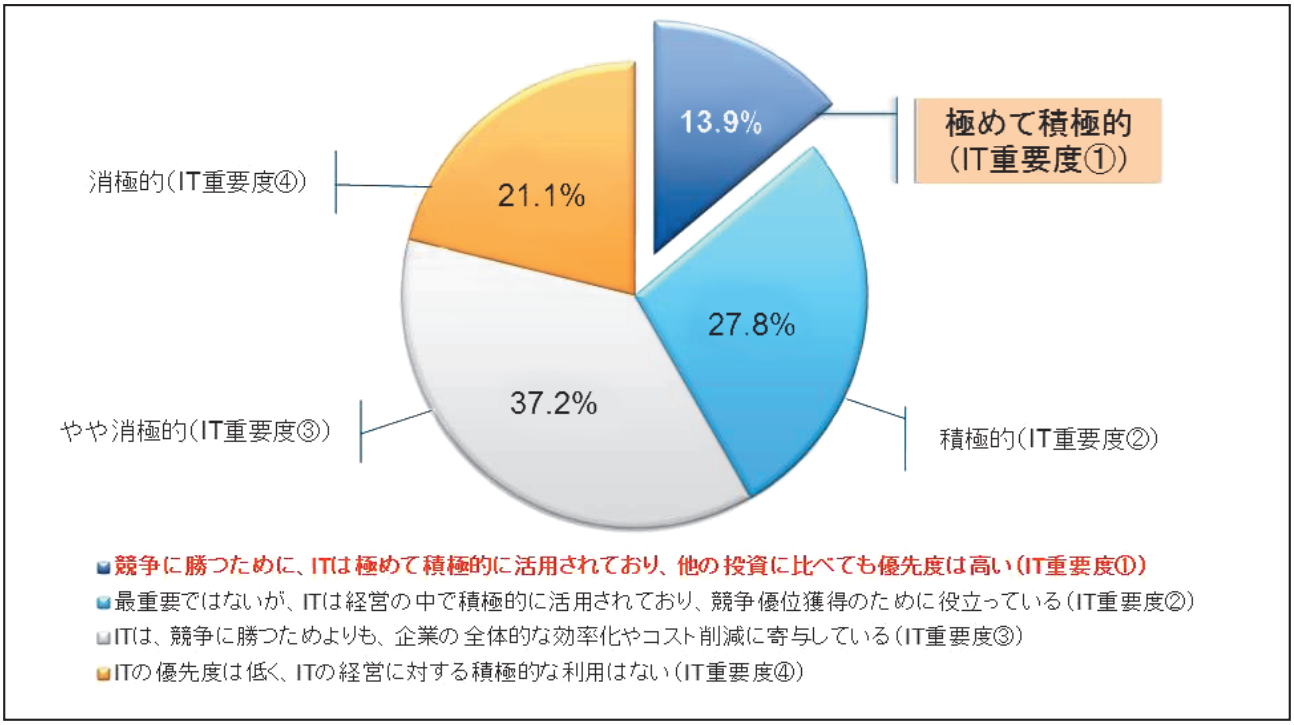

度②）と回答した企業は約 28% となり、「攻めの IT 投資」を実践している企業は約 42% となりました。（図 1 参照）

IT 投資と業績との関連性について、売上高と営業利益は 3 年前と比較してどの程度増減しているかの問いには、IT 重要度①・②の企業の半数以上が、売上げ、営業利益ともに増加と回答しており、特に IT 重要度①の企業では、約 7 割近くが増加と回答しており、攻めの IT 投資が企業業績と連動する傾向にある結果となりました。（図 2 参照）

所属する業界の特徴について質問したところ、IT 重要度①・②の企業の約 6 割が製品・サービスのライフサイクルが 3 年以内と顧客ニーズの変化や技術進歩が速い等の激しい業界に属していることがわかりました。業種としては金融業や卸売・商社等の業界が多く、競争に勝つために IT を積極的に利用していると考えられます。（図 3 参照）

また、IT の積極的な活用を推進しているキーパーソンを質問したところ、IT 重要度①の企業では「社長 / CEO」とする回答が約 44% と最も多く、IT 重要度が高い企業ほど社長 / CEO の直下に専任 CIO が存在するなど CIO の存在割合が高くなっており、トップのリーダーシップにより経営と IT の融合が推進されていると推察できます。（図 4 参照）

更に IT 重要度①の企業では、経営計画に IT 投資の方向性を明示する「IT の見える化」（約 74%）や、情報システム部門が IT 予算を一括管理または把握する「IT ガバナンス」（約 85%）が進んでいるとともに、IT 利用部門は IT 投資時に主体的に関与（約 41%）しているとする回答が多かったことも特徴です。

【図 2】３年前との業績比較

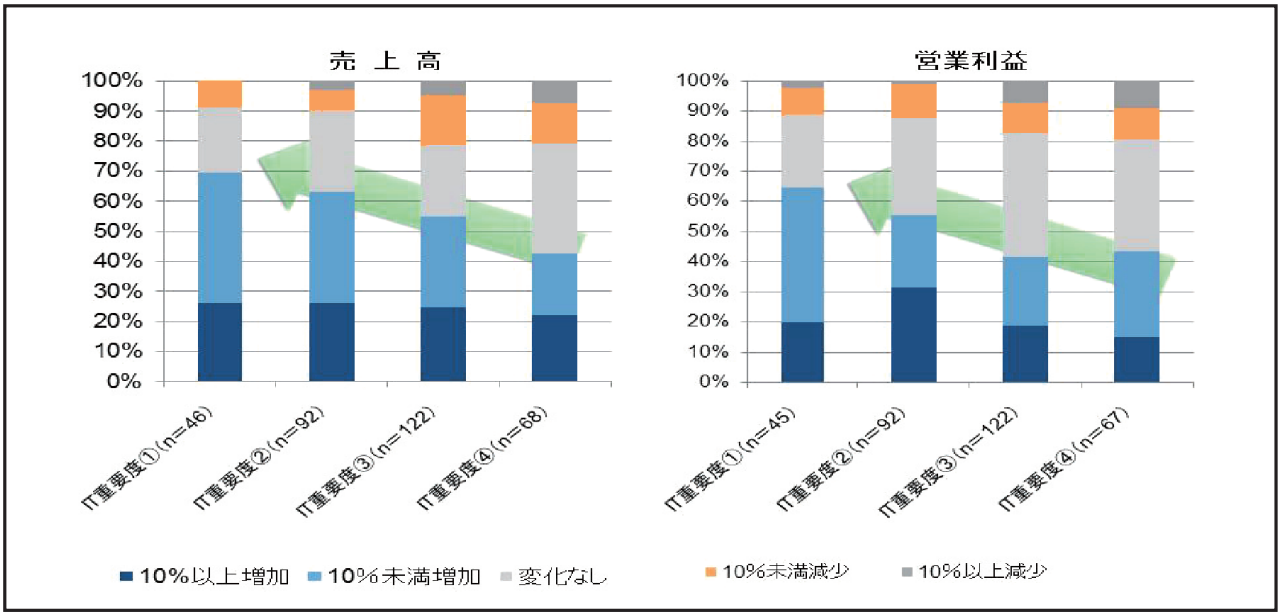

【図 3】ビジネス環境の特徴

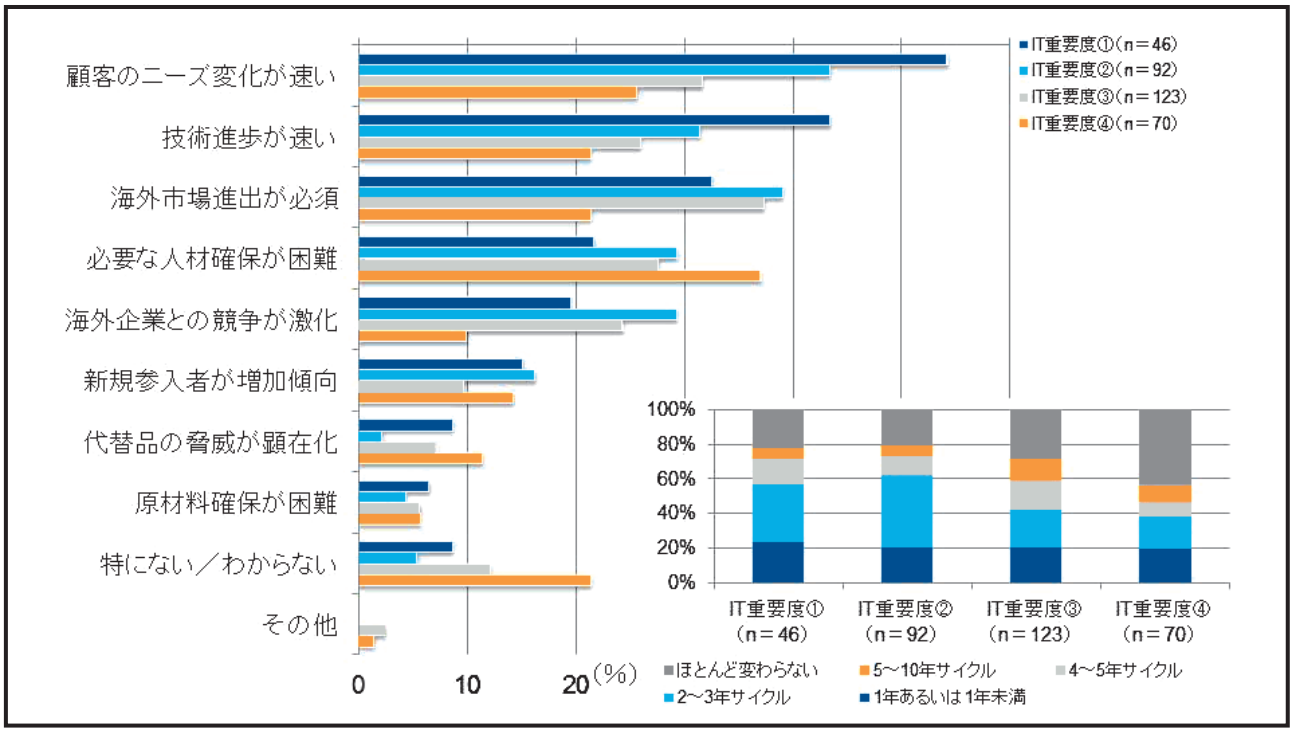

【図 4】攻めの IT のキーパーソン

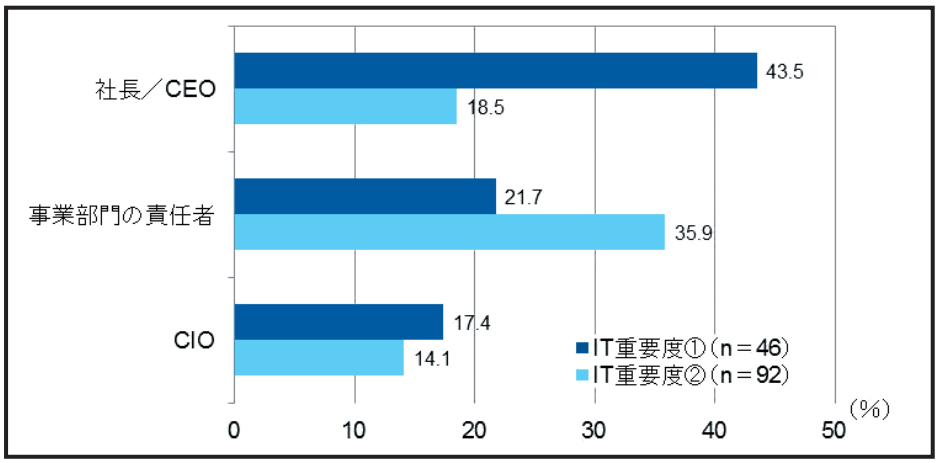

一方、「IT 投資にやや消極的」（IT 重要度③）あるいは「IT 投資に消極的」（IT 重要度④）な企業は、組み立て製造業、プロセス製造業に多い結果となり、IT 重要度③・④の企業の約 17% が IT の必要性や価値を感じないと回答しています。その理由としては、約 42% が「IT による効率化・付加価値創出が難しい」というものでした。しかし、約 83% の企業は「もっと IT を活用すべき」と考えており、今後の競争環境の変化を予想して、IT が不可欠になると認識していると

思われます。そして「もっとITを活用すべき」と考えている企業に「ITのより積極的な活用が必要なのにできていない理由」を質問したところ、「社内にITと業務・ビジネスを結ぶ人材がいない」、「情報システム部門による提案力不足」、「投資対効果が分からない」とする回答が多く、攻めのIT投資を実践するうえでの課題であることがわかります。(図5参照)

【図5】ITを活用できない理由

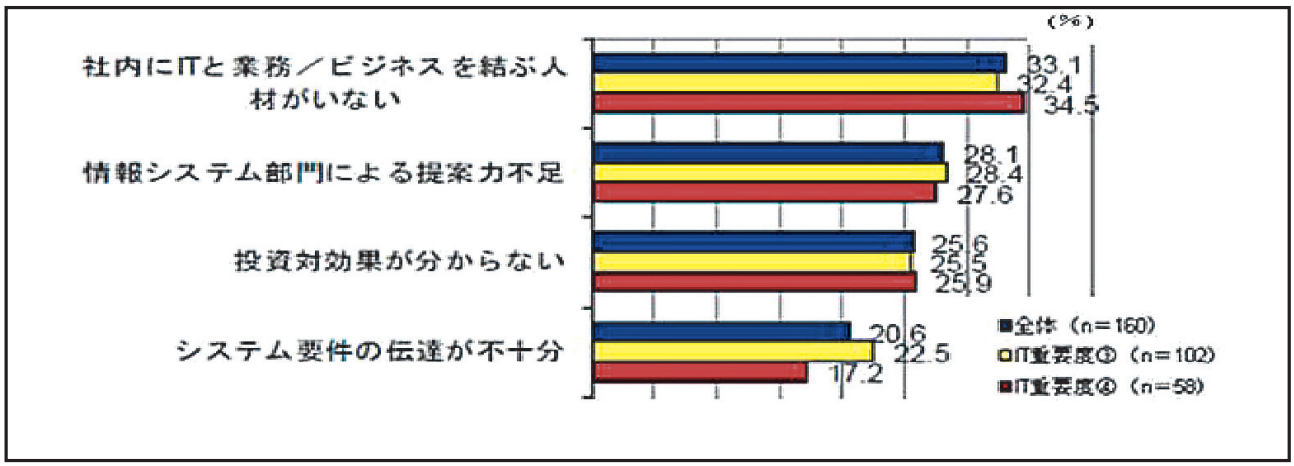

今回の調査結果から、攻めのIT投資を実践する「攻めのIT経営企業」になるためには、中期計画や経営計画でIT投資の方針を明示し、経営者によるリーダーシップのもと経営とITの融合を推進し、IT部門、IT利用部門、ベンダーとでスモールスタートすることがポイントと考えられます。また、IT利用部門においては、ITリテラシーの向上を図り、クラウド、モビリティ、ソーシャルなどのサービス化された新たなITを使って自らの業務の革新を考えていく姿勢も必要です。

ソリューションサービス事業委員会では、日本企業における攻めのIT投資の促進に向け、IT部門はもちろん、非IT部門に対しても情報提供、提案活動を更に加速し、経済産業省や関係団体等とも協力しながら、幅広いビジネスパーソンに対してITの価値を訴求していく予定です。

なお、調査結果については、去る2月23日に記者会見を行い、多数の記者との活発な意見交換がなされ、WEB系のメディアを中心に約40媒体で取り上げられるなどの反響がありました。

【2月23日記者会見】

※本調査結果を引用の際には、出典（JEITA/IDC Japan）を明記のうえ、ご利用ください。

生産性向上設備投資減税の証明書発行状況【制度開始から 6,000 件以上を発行】

即時償却または最大 5%の税額控除が適用 平成 29 年 3 月 31 日までご利用可能

JEITA は、生産性向上設備投資減税（以下、本税制）の A 類型（先端設備）の証明書発行団体として、2014 年 2 月より証明書発行申請の受付を行っております。2014 年 2 月～ 2015 年 3 月 31 日までの証明書発行件数は 6,122 件と、多くの法人や事業主の方にご利用いただいております。本税制は平成 29 年 3 月 31 日までご利用いただけますので、ご利用を検討中の法人や事業主の方は積極的にご活用ください。

【制度の概要】

質の高い設備の投資について、即時償却又は最大 5%の税額控除が適用出来る税制措置です。

詳細は JEITA HP をご確認ください。

http://www.jeita.or.jp/japanese/topics/zeisei.html

【適用期間および措置内容】

（1）生産性向上設備投資促進税制

●産業競争力強化法施行日

（平成 26 年 1 月 20 日～平成 28 年 3 月 31 日まで）

●即時償却または税制公助 5%

（ただし、建物・構築物は 3%）

●平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで

特別償却 50%（ただし、建物・構築物は 25%）又は税額控除 4% ※（ただし、建物・構築物は 2%）

※税額控除額は当期の法人税額の 20%が上限

（2）中小企業投資促進税制（上乗せ措置）

●産業競争力強化法施行日

（平成 26 年 1 月 20 日～平成 29 年 3 月 31 日まで）

1）資本金 3,000 万円以下の法人等及び個人事業主：

即時償却又は税額控除 10% ※

2）資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人：

即時償却又は税額控除 7% ※

※税額控除額は当期の法人税額の 20% が上限

【事務手数料】

＜申請者が JEITA 会員企業の場合＞

●証明書 1 通につき、1,000 円（税込）

＜申請者が上記以外の場合＞

●証明書 1 通につき、3,000 円（税込）

【本件に対するお問い合わせ】

一般社団法人 電子情報技術産業協会　総合企画部

高梨・河野

TEL：03-5218-1052　E-mail：shomei@jeita.or.jp

法務・知的財産権委員会及び傘下専門委員会・TF の取り組み
平成 27 年度 通常国会における改正法案への対応

個人情報保護法の改正　個人データ保護専門委員会

【法改正の背景】

●現行法の全面施行から 10 年余が経過し、当初の法律が想定していなかった解釈のグレーゾーンが拡大し消費者の不安が増大しました。2013 年には世論の批判を浴びて中止に追い込まれる事例が相次ぎ、事業者がパーソナルデータの利活用を躊躇する傾向が顕著となりました。

● 2013 年秋以降、内閣官房 IT 総合戦略室を事務局とするパーソナルデータ検討会で法制度改正が検討され、2014 年 6 月に「パーソナルデータ制度改正大綱」が公表されました。

●その後、2014 年夏に発覚した、大手通信教育会社からの個人情報大量漏洩事件を契機に、いわゆる「名簿屋規制」を強化すべきという世論が一気に形成され、2014 年 12 月に公表された「法律案の骨子案」に盛り込まれました。

●異論が多かった「個人情報の定義の拡充」と「利用目的の制限の緩和」を変更の上、2015 年 3 月の閣議決定を経て国会に改正法案が提出されました。

【JEITA からの要望】

●真摯に個人情報保護に取り組む善良な事業者にとっては現在以上の過重な負担とならず、消費者の信頼を得てパーソナルデータの利活用を推進でき、国際調和が取れた法制度を経団連等の関連諸団体とも連携して要望してきました。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見 (2014 年 7 月 24 日)
http://home.jeita.or.jp/press_file/20140725160532_8UdTXB3L1z.pdf

● 12 月の検討会で有識者や消費者団体から強い異論が出された「利用目的の取得後のオプトアウトによる変更」に対しては JEITA としても懸念を表明しました。自民党 IT 戦略特命委員会と公明党内閣部会におけるヒアリングを経て、改正法案から削除されました。

パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子案に対する JEITA 意見書（2015 年 2 月 18 日）
http://home.jeita.or.jp/cgi-bin/topics/detail.cgi?n=1501&ca=25&ca2=

【主な改正内容】

1. 個人情報の定義の明確化

●特定の個人を識別することのできる「符号」も個人情報とされた。具体的には政令で定める。(例：顔認識データ、指紋データ、運転免許番号、パスポート番号)

●要配慮個人情報（機微情報）の同意なき取得やオプトアウトによる第三者提供の禁止

(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害の事実等、政令で定める記述)

2. 適切な規律の下で個人情報の有用性を確保

●本人同意なく第三者に提供できる「匿名加工情報」の類型を創設

(加工基準は委員会規則で定めるが、規則に違反しない範囲で業界毎の認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護方針の中で、詳細を定めることが可能)

3. 個人情報の保護強化 (名簿屋対策)

●オプトアウトにより第三者提供する場合、「委員会」への届出・公表が義務付け

●個人データの第三者提供時と、受領時の確認・記録保持が義務付け

●個人情報データベース提供罪（直罰）の新設（懲役 1年以下、又は罰金 50 万円以下）

4．個人情報保護委員会の新設

●個人情報等の取扱いに関し監督を行う第三者機関を設立。現行の特定個人情報保護委員会を移行、立入検査権限も有する。但し、金融分野については金融庁と地方支分部局に委任することが法案に明記。それ以外の事業分野の事業所管大臣への権限委任は政令で定める（電気通信とヘルスケア分野がどうなるか、注目が必要）

5．個人情報の取扱いのグローバル化

●日本に物品やサービスを提供する海外事業者にも適用、外国執行当局への情報提供

●外国事業者への個人情報提供制限（委員会が認める場合を除き、本人同意が必要）

6．その他

●利用目的の変更を可能とする規程整備（現行法 15 条 2 項「相当な」の文言を削除）

●取扱う個人情報が 5,000 人以下の小規模事業者に対する適用除外を廃止

●開示訂正等が「請求権」であることを明記し、司法救済の対象となることを明確化

【企業が今後対応すべき項目】

●改正法に沿った対応（政令・委員会規則が出そろい、法が全面施行された後）

－「要配慮個人情報」取得時の同意（例：ヘルスケア事業における病歴等）

－「個人データ」の第三者提供／受領時の記録義務への対応

－「匿名加工情報」の加工方法

－海外事業者への移転制限の対応。保護水準が日本と同等でない国の事業者に提供する場合（委託、共同利用を含む）、委員会が認める体制整備または本人同意が必要

【政府の今後の予定・JEITA の活動予定】

●今通常国会で法案成立後、政令の検討が開始。
2016 年 1 月に「委員会」が発足。委員会規則の検討が開始。

●政令制定時のパブリックコメントへの対応（2015 年）

●委員会規則の制定に向けた、関係機関との情報交換・意見具申を継続（2016 年）

● 2015 年 10 月から本格的に開始されるマイナンバー制度に関しても情報収集を継続。

●機会があれば、将来のマイナンバー利活用拡大について提言。

特許法の改正（職務発明制度） 特許専門委員会

【法改正の背景】

● JEITA を含め、産業界は長年職務発明制度の改正に向けた活動を行ってきました。

●「産業競争力強化を加速するイノベーションを促進するため、企業発明については、対価の支払いが法的に強制されることなく、職務発明に係る特許を受ける権利が原始的に使用者（企業）に帰属する職務発明制度にするべきである。」というのが産業界の要望でした。

●安倍政権はこのような産業界の声を受け、2013 年 6 月「現在発明者帰属となっている職務発明制度について抜本的な見直しを図り、例えば、法人帰属又は使用者と従業者との契約に委ねるなど、産業競争力強化に資する措置を講ずることとする。」旨閣議決定されました [#1]。また、知的財産戦略本部も「知的財産政策ビジョン」[#2] や「知的財産推進計画 2013」[#3] において職務発明の改正を取り上げたこと等から、停滞していた職務発明制度の改正

が一気に加速されました。

[政府の決定事項]
#1：閣議決定「知的財産政策に関する基本方針」（2013/6/7）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pdf/kihonhousin_130607.pdf

#2：「知的財産政策ビジョン」決定：知的財産戦略本部（2013/6/7）
「職務発明」の関連記載：本文中 p.16,17、PDF 中 p.20,21
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/vision2013.pdf

#3：「知的財産推進計画 2013」決定：知的財産戦略本部（2013/6/ 25）
推進計画では「職務発明制度」が取り上げられ、2013 年度において委員会を設置し、調査研究を行うとされた。そして、翌 2014 年には、その結果を下に、審議会において、職務発明制度の改正について、同年半ばまでに論点を整理し、同年度中には結論を得るとした。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf

【JEITA からの要望】

JEITA としてもこのような政府の方針を好機と捉え、他の産業界（経団連、知財協、自工会、製薬協）とともに法改正に向けた活動を更に活発化し、職務発明制度調査研究委員会や産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会をはじめとする様々な機会を通じて産業界の要望を叶えるべく精力的な活動を行いました。

1. 職務発明制度調査研究委員会 #4

●特許庁は上記知的財産推進計画に則り、平成 25 年 7 月 4 日から平成 26 年 1 月 30 日まで 14 回に渡り職務発明制度調査研究委員会を開催しました。

● JEITA ではこの調査研究会に三菱電機 鈴木康裕委員（平成 24 年度特許専門委員会委員長）を送り、JEITA の意向を職務発明制度の改正に反映すべく活動しました。

●なお、本調査研究会には法務・知的財産委員会の富士通 亀井正博委員長も委員として参加され、さらに、富士通 横山淳一委員（平成 26 年度特許専門委員会副委員長）、キヤノン 古川靖之委員もオブザーバとして参加しました。

●調査研究会では、産業界（経団連、知財協、自工会、製薬協、JEITA）が一丸となり、産業界の一致した認識として現行職務発明制度の問題点を指摘し、法改正の必要性を訴えました。一方、有識者の多くは産業界の訴えに理解を示すものの、法人帰属への改正や対価請求権をなくすことに反対する意見も少なからずありました。

●産業界が現行職務発明制度の問題点としてあげたのは、大きく分けて以下の3点となります。

①研究開発のチームワークの崩壊等のイノベーション促進への悪影響

②事業コストへの悪影響

③有限のインセンティブ施策の原資を最適かつ有効に配分することが困難である等のインセンティブ施策への悪影響

#4：活動の詳細は、平成 25 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「企業等における特許法第 35 条の制度運用に係る課題及びその解決方法に関する調査研究報告書」を参照。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/syokumu_hatsumei.htm

2. 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会 #5

●上記職務発明制度調査研究委員会を踏まえ、その後特許制度小委員会で1年以上に渡り職務発明制度の見直しが議論されています。3 月 13 日に閣議決定された「特許法等の一部を改正する法律案」もこの小委員会の意見に基づいて作成されており、JEITA からは鈴木特許専門委員会委員を引き続き派遣。他の産業界との連携のもと、法務・知的財産委員会の上記亀井委員長、横山特許専門委員会副委員長等とともに活動を推進してきました。

●この小委員会では、上記調査研究会において指摘した現行法の問題点に加え、新たに2つの問題を指摘しました。

①使用者等以外の第三者に権利が二重に承継され、当該第三者が先に出願をした場合には使用者等が権利を取得できないという二重譲渡問題（特許法第34条第1項参照）

②他社との共同研究の場合において、自社の発明者から自社へ権利を承継するときでも他社の発明者が同意しなければ権利承継ができないという使用者等への権利帰属の不安定性の問題（特許法第33条第3項参照）。

●これらの問題点を解決するものとして平成26年12月25日に「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて（案）」がまとめられ、パブコメに付された後、本年1月、案そのままの形で正式な報告書とされました。

#5：議事要旨、配布資料、議事録は以下に掲載されている。
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/tokkyo_seido_menu.htm

【主な改正内容】

閣議決定された職務発明制度の改正概要[#6]は以下の通りです。

1．権利帰属の不安定性を解消するために、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとする。

2．従業者等は、特許を受ける権利等を取得等させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとする。

3．経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針を定めるものとする。

#6：改正法概要、発表資料等は以下に掲載されている。
http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313001/20150313001.html

この法律案は、従業者帰属を希望する法人（大学・研究機関等）や中小企業、法改正のための立法事実がないと主張する連合等に政府が配慮した結果[#7]、

①法人帰属と従業者帰属が併存する。

②法人帰属であっても従業者帰属であっても、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利が従業者等に発生する。（ただし、法人帰属の場合は現行法における「対価」の概念とは異なる。）

等、現行法より複雑な構成となってしまっているのは残念な結果と言わざるを得ません。

しかしながら一方で、法人帰属実現への道を開き、職務発明に関する企業の報奨制度設計の自由度を増してイノベーションを促進することができるようになった点は評価に値すると考えます。

#7：連合の意見書については第6回特許制度小委員会、中小企業（法人、日本商工会議所）の意見書等については
第9回特許制度小委員会 配付資料等を参照
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/newtokkyo_shiryou006/06.pdf
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/newtokkyo_shiryou9.htm

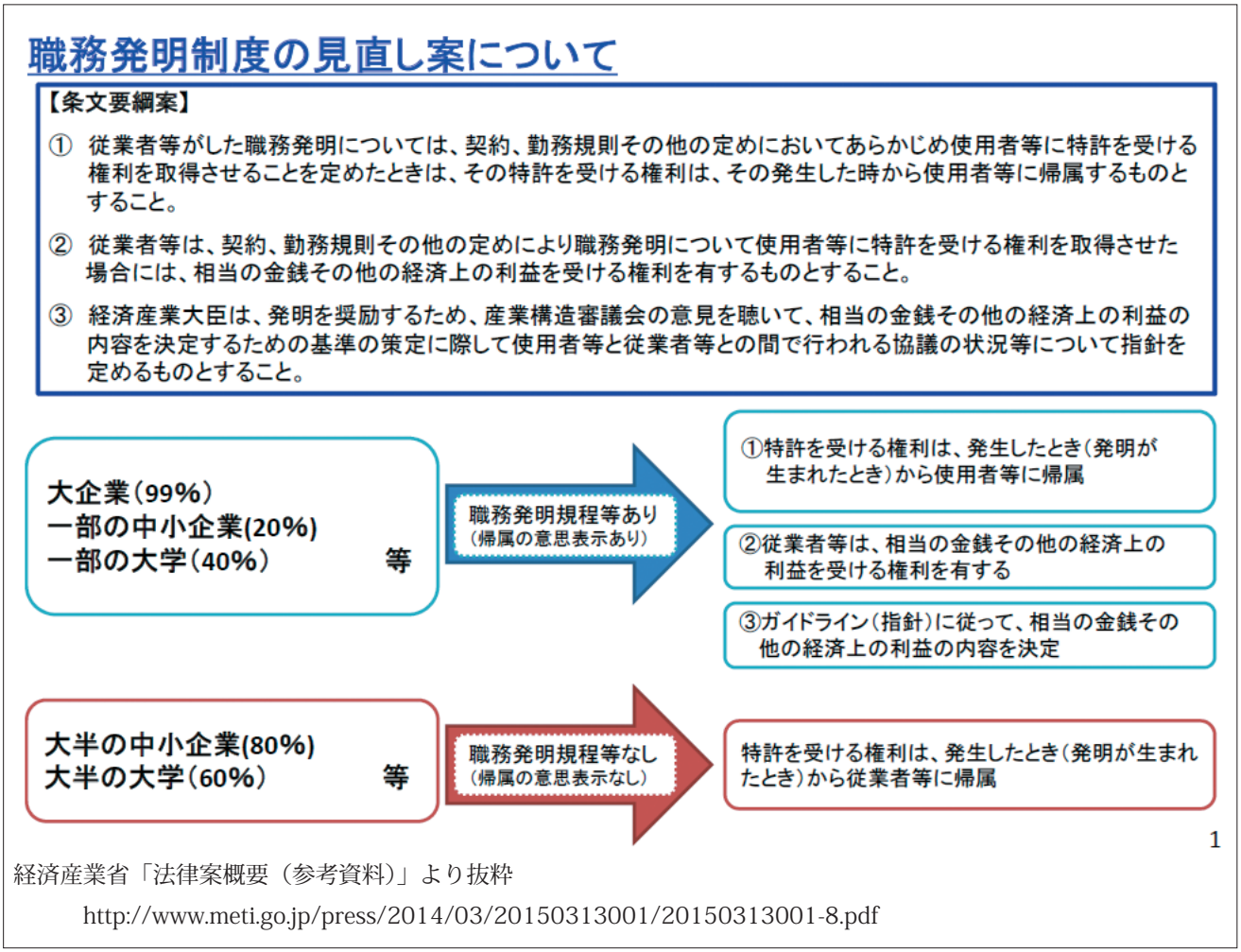

経済産業省「法律案概要（参考資料）」より抜粋
http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313001/20150313001-8.pdf

【政府の今後の予定・JEITA の活動予定】

●今後この法案は第 189 回通常国会に提出され、可決されれば法人帰属が実現されます。

●一方、特許庁は上記閣議決定された職務発明制度の改正概要③にある「相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針」を作成していく必要があります。

●このため JEITA としてもこの指針作成に様々な形で関与し、産業界の要望実現に向けた活動を推進していかなければなりません。横山委員長（予定）をはじめとする特許専門委員会のメンバーを中心に、他の産業界との連携も継続しながらこの指針作成を推進していきたいと考えています。

不正競争防止法の改正（営業秘密） 営業秘密タスクフォース

【法改正の背景】

●近年、日本企業においては「オープン・クローズ戦略の重要性の認識」、「新興国をはじめとする多くの国での事業展開」、「大型で深刻な技術情報の流失事案の顕著化」等が相まって、営業秘密保護の重要性の認識が一段と高まっています。#1

●一方、営業秘密の漏えいは一企業の問題にとどまらず、日本国の産業競争力に大きな影響を与えるリスクがあるとの観点から、政府の知的財産戦略本部が平成 25 年度に「営業秘密の流出実態および管理の課題」、「営業秘密の保護強化に向けた取組の基本的な考え方」、「国、企業、官民連携の取組に向けた論点」について議論を行い、平成 26 年 4 月に報告書がまとめられました。#1

●また、経団連からは平成 26 年 2 月に「海外競合企業による技術情報等の不正取得・使用を抑制するための対策強化を求める」との意見書が提出されました。

●これらを受けて産業構造審議会　知的財産分科会に営業秘密の保護・活用に関する小委員会が設けられ、平成 26 年 9 月の第 1 回会合から 4 回に亘り議論を行い、平成 27 年 1 月に不正競争防止法によって差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低限の水準を示した「営業秘密管理指針」が改訂されました。また、同年 2 月に「中間とりまとめ」が公表され、これに基づき、同年 3 月 不正競争防止法の改正案が通常国会に提出されました。

●今後、漏えい防止ないし漏えい時に推奨される包括的対策を示した「営業秘密保護マニュアル」（仮称）が上記小委員会で検討され発行される予定です。

＃1：営業秘密タスクフォース報告書（知的財産戦略本部 評価・検証・企画委員会　営業秘密タスクフォース）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/dai8/siryou1.pdf

【JEITA からの要望】

● JEITA では、平成 26 年 7 月に法務・知的財産権委員会に営業秘密タスクフォースを設け、攻め・守りの双方の立場からバランスの取れた法改正を求め、上記小委員会の事務局である経済産業省　経済産業政策局　知的財産政策室と頻繁に情報交換を行い、法改正に際して個々企業が考える懸案事項や、対象とする営業秘密の範囲等について意見を提出しました。

●また経済産業省より意見募集のあった以下案件についても意見提出を行っています。

「営業秘密管理指針改訂案」に対する意見書
http://home.jeita.or.jp/press_file/20150120101621_U6epsyMKgu.pdf
営業秘密の保護・活用に関する小委員会「中間とりまとめ」に対する意見書
http://home.jeita.or.jp/press_file/20150212154554_eNBAVYs0Rk.pdf

●今後発行される「営業秘密保護マニュアル」についても、知的財産政策室と連絡を密にして公表前から情報収集、意見提出を行っていきます。

【改正案の主な内容】 #2

企業情報を不正に窃取、転売、使用する行為に対して、以下の措置が改正案に盛り込まれ、抑止力の向上、処罰範囲の整備を図ろうとしています。

1. 抑止力向上

(1) 法定刑の引上げ等

●罰金刑を引き上げ

●法益侵害の程度が高いものに限り海外重課とする

●犯罪収益を没収する

(2) 非親告罪化

●営業秘密侵害罪を非親告罪とする

(3) 被害者の立証負担の軽減

●立証が困難である「加害者 (被告) の企業情報の不正

使用」について、一定の要件の下、被害者（原告）の立証負担を軽減する（被告が当該情報の不使用を立証）

(4) 企業情報使用物品の譲渡・輸出入等の行為を処罰対象

●企業情報を侵害して生産された物品を譲渡・輸出入等する行為を、損害賠償や差止請求の対象とするとともに、刑事罰の対象とする

2. 処罰範囲の整備

(1) 企業情報窃取等の未遂行為を処罰対象

●「サイバー攻撃」等による企業情報窃取や転売等の未遂行為を刑事罰の対象とする

(2) 転々流通した企業情報の転得者を処罰対象

●転々流通する企業情報について、不正に取得されたことを知って取得した者による使用、転売等を刑事罰の対象とする

(3) クラウドなどの海外保管情報の窃取を処罰対象

●日本企業が国内で管理し、海外で保管する情報の「取得・領得」行為も刑事罰の対象とする

＃2：「不正競争防止法の一部を改正する法律案【不競法】」の概要（経済産業省）
http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313002/20150313002-2.pdf

【企業が今後対応すべき項目】#3

1. 企業情報防衛のための予防策の確立

事業、総務、法務、人事、情報セキュリティ、知財等の各部門にわたる全社的な企業情報防衛のための予防策の確立が急務であり、「営業秘密管理指針」に記載された「不正競争防止法による差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低水準の措置」は実施不可欠です。情報セキュリティ対策の強化やスキルのある従業員を能力主義・成果主義に基づき適正に評価する人事制度の構築も重要です。

2. 情報収集

漏えい防止ないし漏えい時に推奨される包括的対策を示した「営業秘密保護マニュアル」の把握、各種団体が開催する普及啓発のためのセミナーへの参加、工業所有権情報・研修館に設定された営業秘密管理や知財戦略に関する相談ができる「営業秘密・知財戦略相談窓口」の利用、情報セキュリティ対策に関する相談ができる「情報処理推進機構」の利用等による情報収集によって、技術流失の現状、予防策の重要性を理解し、万一の有事の際に被害の拡散防止等の応急処置を迅速に行えるよう準備する必要もあります。

【政府の今後の予定・JEITA の活動予定】

1. 不正競争防止法の改正案

現在のところ5月頃に国会審議になる見込。施行日は公布日から起算して6月を超えない範囲内の政令で定める日。

2. 営業秘密保護マニュアル

漏えい防止ないし漏えい時に推奨される包括的対策を示した「営業秘密保護マニュアル」が上記営業秘密の保護・活用に関する小委員会のワーキンググループで検討され発行される予定。JEITA としてはマニュアルの作成段階から知的財産政策室と連絡を密にして情報収集、意見提出を行っていく予定。

3. 実務者による官民フォーラム

企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する官民の情報交換を緊密に行う場として「営業秘密官民フォーラム」が創設される。現在どのような体制で運営するか調整中。今夏までには何らかの形で第1回会合が開催される予定。JEITA にも参加要請がある模様。

＃3：「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」行動宣言（技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議）
http://www.meti.go.jp/press/2014/01/20150128003/20150128003.html

2014 年度 半導体技術ロードマップ専門委員会の活動状況とワークショップの開催報告

東京大学・松尾豊准教授「人工知能の未来 — ディープラーニングの先にあるもの」東京工業大学・西森秀稔教授「量子アニーリングと量子計算」の特別公演も好評

STRJ（Semiconductor Technology Roadmap committee of Japan: JEITA 半導体技術ロードマップ専門委員会）は、日本の半導体産業におけるニーズと戦略に基づき、国際活動とも連携して、15 年先までの半導体技術ロードマップを作成することを目的として、JEITA 半導体部会の技術委員会傘下の専門委員会として活動を続けています。活動を通じて半導体業界内での情報共有を行うとともに、半導体関連業界にはタイムリーな開発実用化に向けて、大学・研究機関には研究課題の方向について情報発信を行ってきました。

加えて STRJ の委員は、日本を代表して ITRS(International Technology Roadmap of Semiconductors）の編集作業に参加しており、技術ロードマップに関する情報・認識を共有するため、毎年 3 月初旬に STRJ ワークショップを開催してまいりました。今年度は、2015 年 3 月 6 日に品川コクヨホールにて STRJ ワークショップを開催し、約 130 名の方にご参加いただきました。

ワークショップの最初に、経済産業省商務情報政策局デバイス産業戦略室の宮﨑貴哉室長に来賓ご挨拶をいただきました。ご挨拶の中で、「IoT (Internet of Things) とそれによる情報化が進展しており、そのためにも半導体技術が重要である」とのお言葉をいただきました。

プログラムでは、ITRS（国際半導体技術ロードマップ）の最新動向の概説の後、STRJ の各ワーキンググループ（12WG）から活動状況の報告が行われ、最近 1 年間の半導体技術動向のトピックスを STRJ の会員企業から参加の皆様と共有する良い機会となりました。

また今回は、特別講演を 2 件企画しました。東京大学の松尾豊准教授には、「人工知能の未来　ー　ディープラーニングの先にあるもの」について、また、東京工業大学の西森秀稔教授には、「量子アニーリングと量子計算」について、講演をしていただきました。両講演とも最近話題となっているトピックスであり、参加者にも好評でした。最後に、STRJ の諮問委員会の林喜宏委員長に全体総括していただき、ワークショップは締めくくられました。

ワークショップ終了後、懇親会を催し、参加者間の交流の場とするとともに、議論をさらに深める機会を持つことができました。

多数の方に関心をもってご参加いただき、STRJ ワークショップを成功裏に終了することができました。STRJ ワークショップの開催にあたり、関係各位の多大なるご支援、ご協力をいただきました。この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。

なお、STRJ のホームページ（http://semicon.jeita.or.jp/STRJ/）では、ITRS の日本語訳、STRJ の活動情報などを掲載しております。

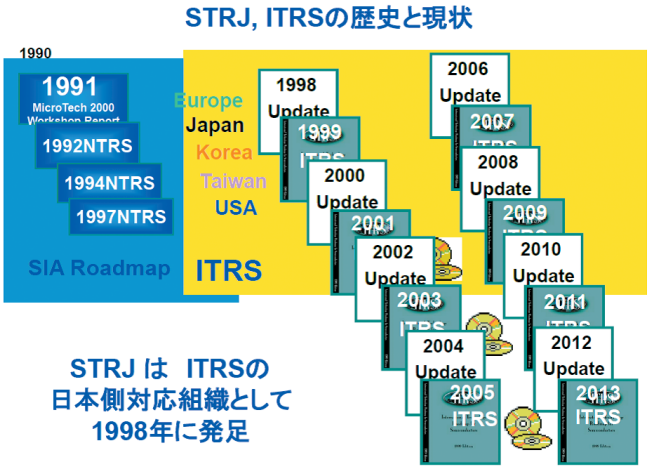

EC センターの活動状況について

①業際化、②国際化、③ビジネス環境変化への対応を重点テーマに活動

JEITA/EC センターでは、IT・エレクトロニクス業界の発展に貢献することを目的に商取引情報及び技術情報を企業間で電子交換・再活用が可能となるよう、用語・取引に係わる情報の種類・形式を標準化し維持管理を行っています。また、その他電子商取引の普及・促進に関する以下の事業を行っています。

(1) 当業界関連分野における EC 戦略課題の検討及び具体化
(2) 関係情報に関する標準の拡充と維持
(3) EC 実用化の検討及び推進
(4) 国内外関係機関・団体との情報交流、国際協調及び調査研究

上記の事業を推進する中、世の中の動きを考察し、EC センターの重点取組みテーマとして①業際化、②国際化、③ビジネス環境変化への対応の 3 テーマを掲げ活動しています。また、将来を見据えた活動の指針を探るべく将来 VISION 検討 TF を立ち上げ、現状の課題確認と電子商取引の将来像につき検討を始めました。(図 2)

具体的には①業務②技術③先進事例、他業界という 3 つの視点から EC の変遷、現状、近未来の変化をとらえ、今後の EC 全体像、将来の活動方向を導きだせるように検討しています。

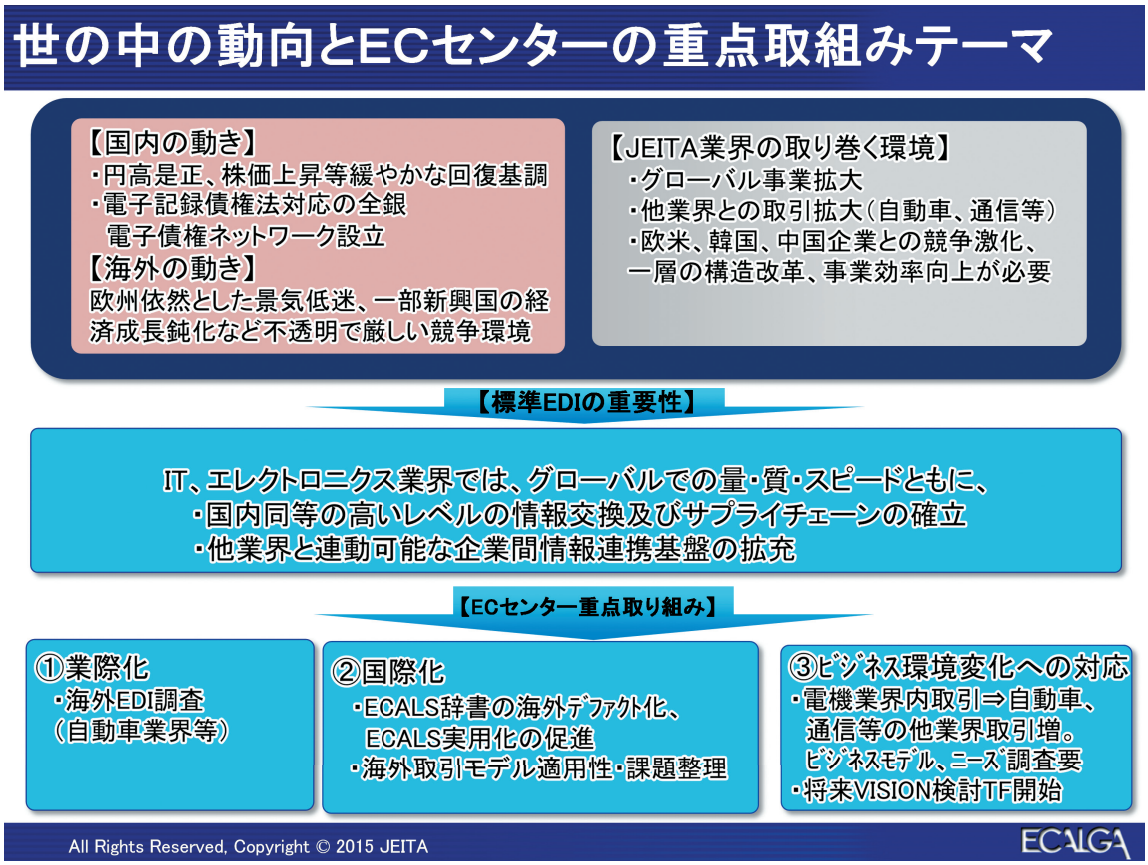

1:「世の中の動向と EC センターの重点取組テーマ」ECALGA セミナー (3/11) の資料より抜粋

EC センター

また、将来を見据えた活動の指針を探るべく将来VISION 検討 TF には日本電気、富士通、日立製作所、アルプス電気、村田製作所、TDK、KOA、京セラよりご参加いただいています。このように EC センターでは企業間 EC 委員会から下部組織に至るまで、セットメーカと部品・デバイスメーカが一つの委員会を組織して事業を推進できる体制を構築しています。(図 3)

また自動車関連等などの他の関連業界団体とも積極的にリエゾン関係を構築することにより、重点テーマである①業際化、②国際化、③ビジネス環境変化への対応に対しても、迅速かつ正確に推進しています。EC センターは今後ともより提案型の委員会活動を通して IT・エレクトロニクス業界の発展に貢献したいと考えております。

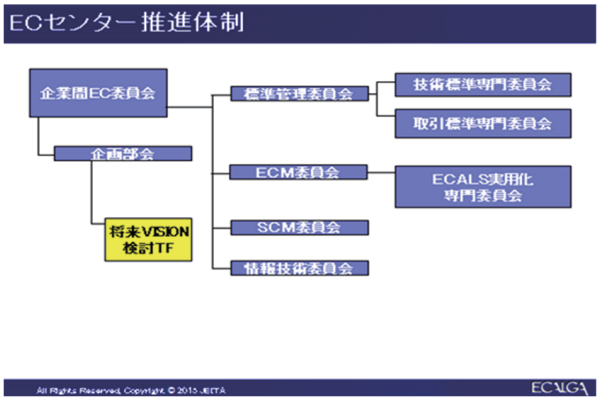

図 3「EC センター推進の体制」

図 2:「将来 VISION 検討 TF 取組み概要」 ECALGA セミナー (3/11) 資料より抜粋

支部活動トピックス（1～3月）

新春特別公演では、成長分野として注目を集める医療・ヘルスケアについて、積極的に情報を提供

平成27年関西電子業界新年賀詞交歓会

関西支部では、（一社）KEC関西電子工業振興センター、近畿地区家電流通協議会、全国電機商業組合連合会近畿地区協議会との共催により、1月21日（水）に大阪・中之島の「リーガロイヤルNCB」にて、平成27年関西電子業界新年賀詞交歓会を開催しました。

開会にあたり、JEITA関西支部運営部会長・KEC関西電子工業振興センター会長の宮部義幸氏（パナソニック（株）代表取締役専務）より挨拶を行いました。「JEITA関西支部では、地域関連機関と連携の下、4K・8K等の新たな放送の普及や、電力需給の緩和に貢献する蓄電池産業の振興等に注力して行きます。また、将来を担う人材の育成に向け、JEITA関西講座、人材交流・育成プログラム、ものづくり教室等の取り組みも一層の充実を図ります。KECでは、自動車・エネルギー向け試験需要の拡大に向けて設備を拡充し、また、セミナーや資格試験・認定により技術者の育成に貢献します。アンテナを張り巡らせて時代の変化に即応して行きたいと思います。」

また、来賓を代表し、近畿経済産業局の関 総一郎 局長より祝辞をいただきました。「関西は幅広い産業に力を発揮できる“ものづくりの総合百貨店”です。昨年の鉱工業生産は全国を上回って推移し、生産や設備投資は堅調、個人消費も消費増税後の反動減を脱しつつあります。アメリカで人工知能型コンピューターが注目を集め、欧州で“インダストリ4.0”が提唱される中、わが国がどう道を切り拓くのか、経済産業省でも議論を重ねています。IT・エレクトロニクス産業の皆様からもお知恵を拝借したいと思います。」

続いて、JEITA関西支部副運営部会長の高木俊幸氏（パナソニック（株）役員）の発声により乾杯し、新年の挨拶と和やかな歓談が交わされました。参加者は約250名でした。

電子部品4委員会合同「平成27年新春特別講演会」

関西支部では、平成26年度事業計画に「ビジネス・市場の創出・拡大に向けた取り組み」を掲げ、特に、成長分野として注目を集める医療・ヘルスケアについて、積極的に情報を提供しています。部品運営委員会とCR、一般部品、変成器の3専門委員会では、1月19日（月）に大阪・中央電気倶楽部で開催した新春恒例の特別講演会に、（公財）医療機器センター 医療機器産業研究所の日吉和彦 上級研究員をお招きし「医療機器への部材供給とヘルスケア機器への参入」の演題で講演いただきました。

講演に先立ち、部品運営委員会の伊藤好生 委員長（パナソニック（株）代表取締役専務）より「年頭挨拶」がありました。「JEITAの電子部品世界生産見通しで、2014年は10%増ですが、15年は4%にとどまります。半導体も、WSTSの予測は14年の9%増から15年3%と鈍化します。スマートフォンは引き続き存在感を示しますが、中低位機種の体力勝負に移り、勝ち組は不透明です。自動車は電子化の進展で着実に伸びますが、米国では景気回復とガソリン価格下落で大型ピックアップトラックが伸

びる傾向も出ています。薄型TVは緩やかに回復しますが、DSCは大幅にシュリンクするでしょう。変化に迅速な対応が求められる中、部品運営委員会では昨年、台湾の大手EMSメーカーを訪問し、各社のチャレンジについてプレゼンテーションを受けました。本年も各社の事業経営に役立つ活動を進めて参ります。」

続いて、日吉氏の講演に移りました。「平成24年度のわが国医療費は約40兆円、GDP比8%を超え、今後も経済成長を上回る伸びが続きます。医療・ヘルスケアは、政府の成長戦略の最重点項目で、予防・健康管理や生活

支援等の新たな産業の創出が目指され、部品供給のニーズも拡大しています。しかし我が国では、30～40年前の米国でPL訴訟が相次いだ記憶から、医療機器への部材供給に根強い抵抗感があります。米国では、1998年に原材料供給者のPL免責が法定化され、現在では、医療機器メーカー世界トップ30の大半を米国企業が占めます。“部品・原材料製造業者の抗弁（免責）”は世界共通の認識で、日本でもQMS省令に“購買部品の使用可否を判断する責任は医療機器メーカーが負う”と定められています。つまり、部品メーカーが、一般工業製品の品質保証以上に責任を問われることはありません。高度な技術を要する医用電子機器は日本企業が強みを発揮できる分野ですが、こうした背景から米欧企業に大きく水を開けられています。人体へのリスクが低い（クラスⅠ、Ⅱ）機器のみならず、高リスク（クラスⅢ、Ⅳ）機器についても、正確な情報に基づく合理的なリスク管理の下で、ぜひ、積極的な部品供給をお願いします。」講演後は、具体的な質疑応答が活発に行われ、医療機器への部材供給について考える有意義な機会となりました。

環境セミナー2015

関西環境対策委員会では、製品含有化学物質の管理・規制対応について地域産業界に最新の情報を提供するため、3月23日(月)に大阪･中央電気倶楽部で「環境セミナー2015」を開催しました。最初に「製品含有化学物質に関する新情報伝達スキーム」について、みずほ情報総研（株）の菅谷隆夫氏、芦ヶ原千里氏より説明がありました。サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達にはJAMP、旧JGPSSI（いずれも電機・電子）、IMDS（自動車）等のスキームがありますが、6割以上の情報は他の個別様式で伝達されています。

経済産業省の「化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会」では、どの業種・分野でも活用でき、国際標準を目指し得る新たなスキームが検討され、昨年末に中間報告が行われました。使用時に対象の規制・基準を選択することで、様々な製品分野や、最終売先国により多岐にわたる規制に対応できます。成形品メーカー

向けのデータ作成支援ツールが紹介され、試用版のデモも行われました。（一社）産業環境管理協会の佐竹一基氏からは、「製品含有化学物質管理の実践的な取り組み」と題し、規制情報の入手方法、社内の仕組みのあり方、サプライチェーン全体で管理することの重要性が述べられました。京都技術法規サービス合同会社の村越茂富氏からは、「製品化学物質規制の動向」と題し、EU の「殺生物性製品規則（BPR）」、REACH における SVHC（高懸念物質）リストや RoHS における追加規制物質の検討状況、米国紛争鉱物規制への対応と EU における同様の規制に関する検討状況、等について、最新の情報が提供されました。参加は、ほぼ満席となる約 80 名でした。

CEATEC JAPAN 2015

NEXT – 夢を力に、未来への挑戦

出展募集中!!

▶ 最先端技術と産業の活力・底力を世界に向けて発信！
▶ リーディングカンパニーから注目のベンチャーまで！
▶ 力を集結し次世代イノベーションを体感できる場へ！

■スケジュール

4月30日（木）	一次出展申込締切 （一次申込特典：出展小間位置を優先選択できる小間割一次抽選会への参加）
5月29日（金）	二次出展申込締切

国内外のエグゼクティブや幅広いビジネスユーザが多数来場！

■ 来場者数：**150,912**名
■ 来場プレス数：**1,546**名
■ 出展者数：**547**社・団体（うち海外24カ国・地域/150社）
※CEATEC JAPAN 2014実績

2015.10.7（水）-10.10（土）
幕張メッセ

●詳細情報は公式Websiteへ
www.ceatec.com

主催 CEATEC JAPAN 実施協議会
JEITA 一般社団法人 電子情報技術産業協会
CIAJ 一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
CSAJ 一般社団法人 コンピュータソフトウェア協会

お問い合わせ

CEATEC JAPAN 運営事務局：一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル5階
TEL: 03-6212-5233 FAX: 03-6212-5226
E-mail: contact2015@ceatec.com